

議案第 5 8 号

山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

山陽小野田市道路占用料徴収条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 9 6 号）
の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

占用料の額

占用物件		単位	占用料
法第 3 2 条第 1 項 第 1 号に 掲げる工 作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	5 7 0 円
	第 2 種電柱		8 8 0 円
	第 3 種電柱		1 , 2 0 0 円
	第 1 種電話柱		5 1 0 円
	第 2 種電話柱		8 2 0 円
	第 3 種電話柱		1 , 1 0 0 円
	その他の柱類		5 1 円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	5 円
	地下に設ける電線その他の線類		3 円
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	5 0 0 円

	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3 1 0 円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	1, 0 0 0 円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		4 3 0 円
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	9 0 0 円
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1, 0 0 0 円
法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0. 0 7 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	2 2 円
	外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの		3 1 円
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの		4 6 円
	外径が 0. 1 5 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの		6 1 円
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの		9 2 円
	外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの		1 2 0 円
	外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メートル未満のもの		2 2 0 円
	外径が 0. 7 メートル以上		3 1 0 円

	1メートル未満のもの					
	外径が1メートル以上のもの				610円	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3円	
			その他のもの		10円	
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類			1本につき1年	820円
		その他のもの	上空に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	510円
			地下に設けるもの			310円
	その他のもの			1,000円		
法第32条第1項第4号に掲げる施設					1,000円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室		階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額	
			階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	

		階数が 3以上 のもの		Aに0.008を 乗じて得た額
	上空に設ける通路			450円
	地下に設ける通路			270円
	その他のもの			1,000円
法第32 条第1項 第6号に 掲げる施 設	祭礼、縁日その他の催しに 際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メ ートルにつき1日	9円
	その他のもの		占用面積1平方メ ートルにつき1月	90円
道路法施 行令（昭 和27年 政令第4 79号。	看板（アーチであ るものを除く。）	一時的 に設け るもの	表示面積1平方メ ートルにつき1月	90円
		その他 のもの	表示面積1平方メ ートルにつき1年	900円
以下この 表におい て「令」 とい う。）第 7条第1 号に掲げ る物件	標識		1本につき1年	820円
	旗ざお	祭礼、 縁日そ 他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	1本につき1日	9円
		その他 のもの	1本につき1月	90円
	幕（令第7条第4		祭礼、その面積1平方メ	9円

	号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	一トールにつき 1 日	
		その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	9 0 円
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	9 0 0 円
		その他のもの		4 5 0 円
令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1, 0 0 0 円
令第 7 条第 3 号に掲げる施設				A に 0. 0 3 4 を乗じて得た額
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料			占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	9 0 円
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設				1 0 0 円
令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0. 0 1 4 を乗じて得た額
	上空に設けるもの			A に 0. 0 1 8 を乗じて得た額
	地下（トンネルの	階数が		A に 0. 0 0 4 を

	上の地下を除く。)に設けるものの	1のもの	乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.026を乗じて得た額
令第7条 第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに0.015を乗じて得た額	
令第7条 第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに0.015を乗じて得た額	
令第7条 第11号に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額	
	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.026を乗じて得た額	

令第7条 第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第14号及び15号に掲げる施設		Aに0.034を乗じて得た額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の山陽小野田市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に占用の許可をしたものから適用し、同日前に占用の許可をしたものについては、なお従前の例による。

山陽小野田市道路占用料徴収条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表（第2条関係） 占用料の額				別表（第2条関係） 占用料の額			
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件	単位	占用料	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件	単位	占用料
	第1種電柱	1本につき	570円		第1種電柱	1本につき	480円
	第2種電柱	1年	880円		第2種電柱	1年	730円
	第3種電柱		1,200円		第3種電柱		990円
	第1種電話柱		510円		第1種電話柱		430円
	第2種電話柱		820円		第2種電話柱		680円
	第3種電話柱		1,100円		第3種電話柱		940円
	その他の柱類		51円		その他の柱類		43円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	5円		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	4円
	地下に設ける電線その他の線類	1年	3円		地下に設ける電線その他の線類	1年	3円
	路上に設ける変圧器	1個につき	500円		路上に設ける変圧器	1個につき	420円
		1年				1年	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	310円		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	260円

[illegible]

	交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1年	
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	510円
		地下に設けるもの		310円
		その他のもの		1,000円
	法第32条第1項第4号に掲げる施設			1,000円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上		Aに0.008を乗じて得た額

	交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1年	
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	430円
		地下に設けるもの		260円
		その他のもの		850円
	法第32条第1項第4号に掲げる施設			850円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上		Aに0.007を乗じて得た額

		の もの		
	上空に設ける通路			4 5 0 円
	地下に設ける通路			2 7 0 円
	その他のもの			1, 0 0 0 円
法第 3 2 条第 1 項 第 6 号に 掲げる施 設	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	占用面積 1 平方メート ルにつき 1 日		9 円
	その他のもの	占用面積 1 平方メート ルにつき 1 月		9 0 円
道路法施 行令（昭 和 2 7 年 政令第 4 7 9 号。 以下この 表におい て「令」 とい	看板（アーチ であるものを 除く。）	一時 的に 設け るも の	表示面積 1 平方メート ルにつき 1 月	9 0 円
		その 他の もの	表示面積 1 平方メート ルにつき 1 年	9 0 0 円
う。）第 7 条第 1 号に掲げ	標識		1 本につき 1 年	8 2 0 円
	旗ざお	祭	1 本につき	9 円

		の もの		
	上空に設ける通路			4 3 0 円
	地下に設ける通路			2 6 0 円
	その他のもの			8 5 0 円
法第 3 2 条第 1 項 第 6 号に 掲げる施 設	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	占用面積 1 平方メート ルにつき 1 日		9 円
	その他のもの	占用面積 1 平方メート ルにつき 1 月		8 7 円
道路法施 行令（昭 和 2 7 年 政令第 4 7 9 号。 以下この 表におい て「令」 とい	看板（アーチ であるものを 除く。）	一時 的に 設け るも の	表示面積 1 平方メート ルにつき 1 月	8 7 円
		その 他の もの	表示面積 1 平方メート ルにつき 1 年	8 7 0 円
う。）第 7 条第 1 号に掲げ	標識		1 本につき 1 年	6 8 0 円
	旗ざお	祭	1 本につき	9 円

る物件		礼、 縁日 その 他の 催し に際 し、 一時 的に 設け るも の	1 日		る物件		礼、 縁日 その 他の 催し に際 し、 一時 的に 設け るも の	1 日	
		その 他の もの	1 本につき 1 月	9 0 円			その 他の もの	1 本につき 1 月	8 7 円
	幕（令第 7 条 第 4 号に掲げ る工事用施設 であるものを 除く。）	祭 礼、 縁日 その 他の 催し に際 し、 一時 的に	その面積 1 平方メート ルにつき 1 日	9 円		幕（令第 7 条 第 4 号に掲げ る工事用施設 であるものを 除く。）	祭 礼、 縁日 その 他の 催し に際 し、 一時 的に	その面積 1 平方メート ルにつき 1 日	9 円

		設けるもの		
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	90円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	900円
		その他のもの		450円
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	1,000円	
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	90円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			100円	

		設けるもの		
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	87円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	870円
		その他のもの		430円
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	850円	
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.031を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	87円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			85円	

令第7条 第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.018を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		その他のもの		Aに0.026を乗じて得た額
	建築物			Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.015

令第7条 第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
		その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額
	建築物			Aに0.019を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.014

設		を乗じて得た額	設		を乗じて得た額
令第7条	建築物	Aに0.024	令第7条	建築物	Aに0.022
第10号		を乗じて得た額	第10号		を乗じて得た額
に掲げる	その他のもの	Aに0.015	に掲げる	その他のもの	Aに0.014
施設及び		を乗じて得た額	施設及び		を乗じて得た額
自動車駐			自動車駐		
車場			車場		
令第7条	トンネルの上又は高	Aに0.022	令第7条	トンネルの上又は高	Aに0.019
第11号	架の道路の路面下に	を乗じて得た額	第11号	架の道路の路面下に	を乗じて得た額
に掲げる	設けるもの		に掲げる	設けるもの	
応急仮設	上空に設けるもの	Aに0.024	応急仮設	上空に設けるもの	Aに0.022
建築物		を乗じて得た額	建築物		を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.034		その他のもの	Aに0.031
		を乗じて得た額			を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.026	令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025
		を乗じて得た額			を乗じて得た額
令第7条	トンネルの上又は自	Aに0.022	令第7条	トンネルの上又は自	Aに0.019
第13号	動車専用道路（高架	を乗じて得た額	第13号	動車専用道路（高架	を乗じて得た額
に掲げる	のものに限る。）の		に掲げる	のものに限る。）の	
施設	路面下に設けるもの		施設	路面下に設けるもの	
	上空に設けるもの	Aに0.024		上空に設けるもの	Aに0.022
		を乗じて得た額			を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.034		その他のもの	Aに0.031
		を乗じて得た額			を乗じて得た額
令第7条第14号及び第15号		Aに0.034	令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031

<u>に掲げる施設</u>	<u>を乗じて得た額</u>		<u>を乗じて得た額</u>
(略)		(略)	